

# 外形標準課税の現状と課題



令和 4 年 9 月 3 0 日

総務省自治税務局都道府県税課

# 法人課税の概要

**法人税  
(国)**

13.3兆円

※ 税金の33.1%は地方交付税の原資

所得

$$\times \text{税率 } 23.2\% = \text{法人税額}$$

**地方法人税  
(国)**

1.7兆円

※ 税金の全額が地方交付税の原資  
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

$$\times 10.3\%$$

**法人住民税  
(県・市)**

1.9兆円

法人税割

県

法人税額

$$\times 1.0\%$$

市

法人税額

$$\times 6.0\%$$

均等割

資本金等の額及び従業員数に応じて税率区分

7万円 ~ 380万円

**法人事業税  
(県)**

4.4兆円  
(2.0兆円)

※ ( )内は特別法人事業税(外数)

【資本金1億円超の普通法人】

外形標準  
課税

付加価値割

付加価値額

(収益配分額+単年度損益)

$$\times 1.2\%$$

資本割

資本金等の額

$$\times 0.5\%$$

所得割

所得

$$\times 1.0\% \text{ (2.6\%相当)}$$

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

$$\times 7.0\% \text{ (2.6\%相当)}$$

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

(電気供給業(送配電事業)(注1)・ガス供給業(導管事業)(注2)・保険業を営む法人)

収入割

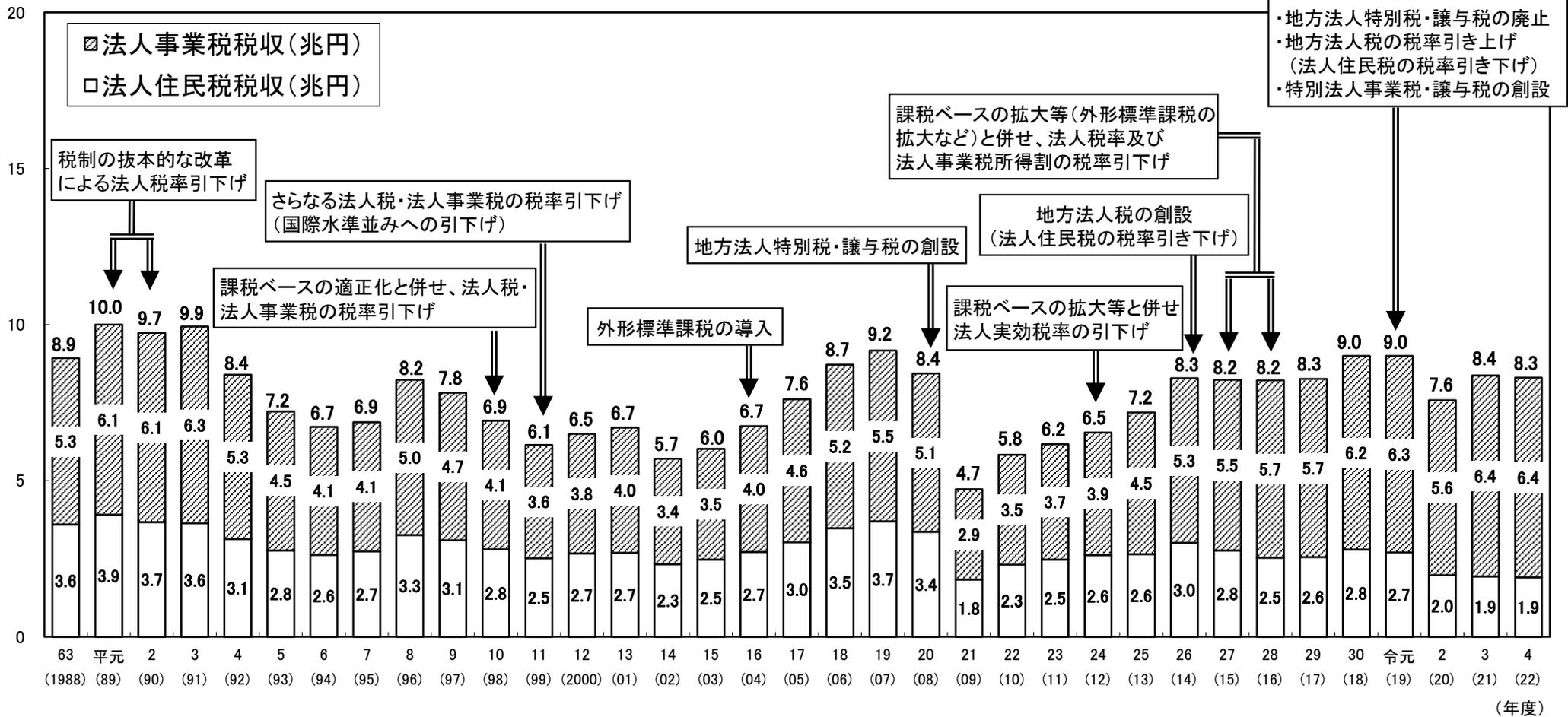
収入金額

$$\times 1.0\% \text{ (0.3\%相当)}$$

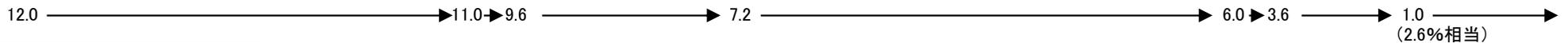
(注1)小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、資本金1億円超の普通法人は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人等は収入割及び所得割による。  
(注2)導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。

※ 税金はR4収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。  
※ 税率の括弧内は、特別法人事業税相当分の税率(外数)。

# 地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



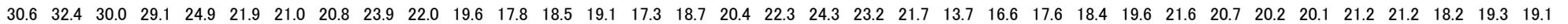
## 法人事業税率(%)



## (参考)法人税率(%)



## 地方税収入に占める割合(%)



(注) 1 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額であり、超過課税を含まない。また令和4年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した額である。  
 4 平成27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。  
 5 法人事業税の税率は、平成30年度までは地方法人特別税を含む税率であり、令和元年度以降は特別法人事業税を含まない税率(括弧内は特別法人事業税相当分の税率)。

# 法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。（注）法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処するため、法人事業税の一部を分離して、特別法人事業税として課税。

## 法人事業税

〔税収〕 39,372億円  
 ※令和2年度決算額(注1)  
 (超過課税分を除く。)

(参考1)  
 特別法人事業税(注2)  
 16,494億円

(参考2)  
 法人事業税と  
 特別法人事業税の合計額(注2)  
 55,866億円

資本金1億円超の普通法人

20,409億円  
 (うち 所得割 2,819億円  
 付加価値割 11,632億円  
 資本割 5,959億円)

資本金1億円以下の普通法人や  
 公益法人など(注3)  
 16,268億円

電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人  
 2,695億円

### 外形標準課税

付加価値割 1.2%	特別法人事業税 2.6%相当
資本割 0.5%	

所得割  
1.0%

所得割 7.0%(注4)	特別法人事業税 2.6%相当
--------------	-------------------

(1) 電気供給業(送配電事業)、ガス供給業(導管事業)、保険業を営む法人

収入割 1.0%	特別法人事業税 0.3%相当
----------	-------------------

(2) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人

付加価値割 0.37%	収入割 0.75%	特別法人事業税 0.3%相当
資本割 0.15%		

(3) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人等

所得割 1.85%	収入割 0.75%	特別法人事業税 0.3%相当
-----------	-----------	-------------------

(4) ガス供給業(特定ガス供給業(注5))を営む法人

付加価値割 0.77%	収入割 0.48%	特別法人事業税 0.3%相当
資本割 0.32%		

(注1) 法人事業税収は、令和2年度決算額(超過課税を含まない。)であり、一部令和元年9月30日以前の地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の旧税率ベースによるものが含まれている。

(注2) 特別法人事業税の税収は、地方法人特別税を含む。

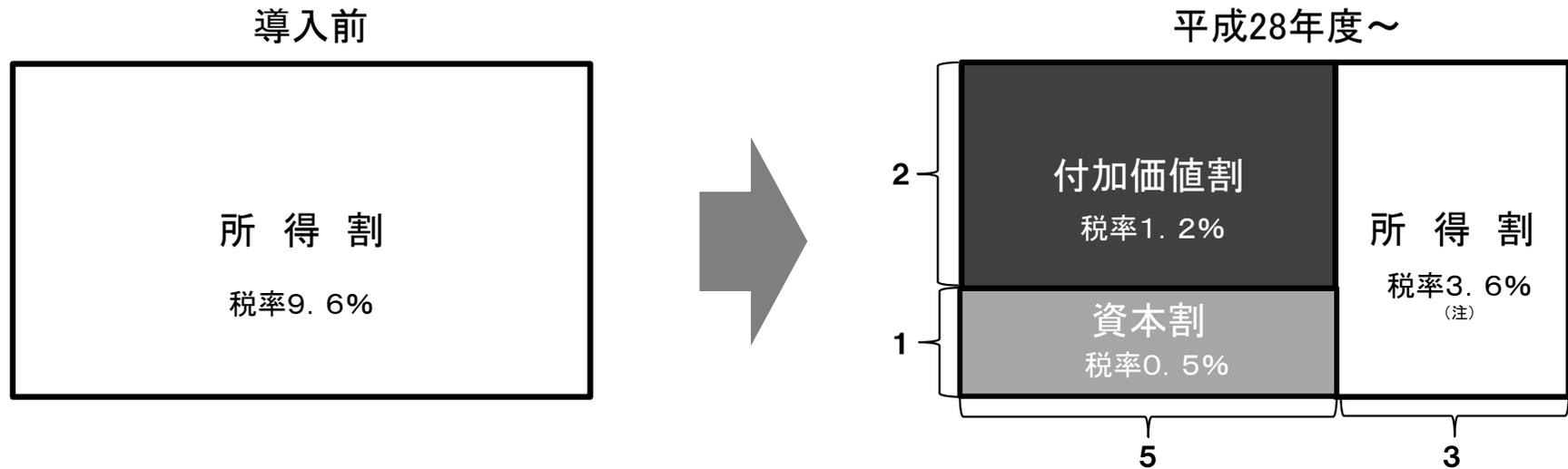
(注3) 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、所得割:4.9%、特別法人事業税:所得割額の34.5%の税率が適用される。

(注4) 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)

(注5) 特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。

# 法人事業税の外形標準課税の概要

- 外形標準課税は、資本金1億円超の普通法人に対して、平成16年度に導入。
- 平成27年度及び28年度に、成長志向の法人税改革の一環として、外形標準課税の割合を拡大。  
 $\textcircled{16} \sim \textcircled{26} \quad 2/8 \Rightarrow \textcircled{27} \quad 3/8 \Rightarrow \textcircled{28} \sim 5/8$



(注) 特別法人事業税相当分を含む。

## 付加価値割

$$\text{付加価値額} = \left[ \begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額}^* + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 1.2\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

## 資本割

$$\text{資本金等の額}^* = \left[ \begin{array}{l} \text{法人が株主等から出資を受けた金額として法人} \\ \text{税法施行令で定める金額} \end{array} + \text{無償増減資} \\ \text{の加減算} \end{array} \right] \times 0.5\%$$

※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は、「資本金+資本準備金」を課税標準とする。

# 外形標準課税の現状と課題

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

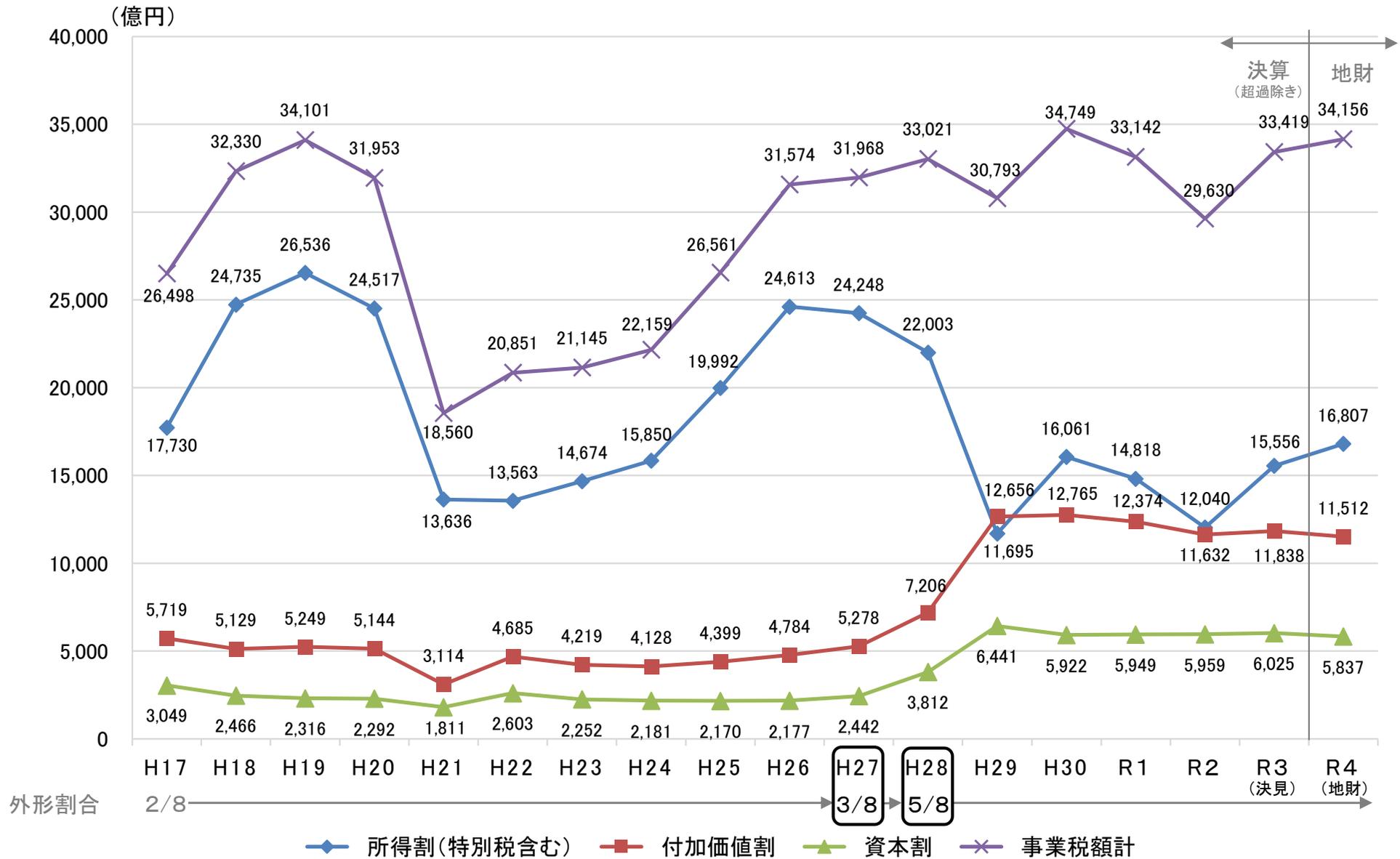
### 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (3) 外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。一方で、経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

# 外形標準課税対象法人の各割の税額推移

○ 所得割に比べ、付加価値割及び資本割は安定的。外形標準課税の割合の拡大(H27、28改正)に伴って伸びている。

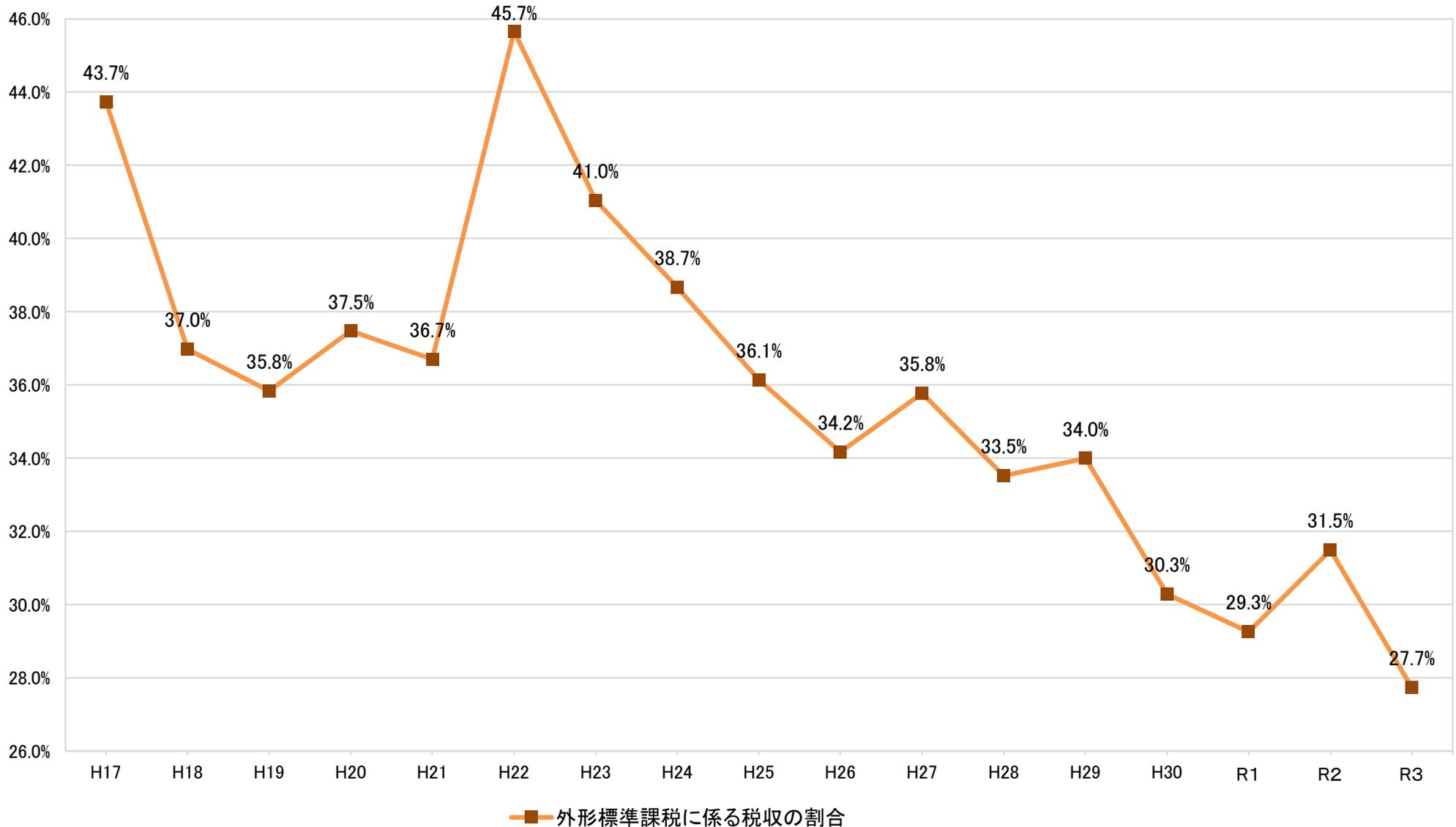


※ 「地方財政状況調査」及び「道府県の課税状況に関する調」等を基に作成。

※ R2までは決算額、R3は決算見込額を調定額の各割毎のシェアで按分して算出、R4地財計画額。超過課税分を含まない。

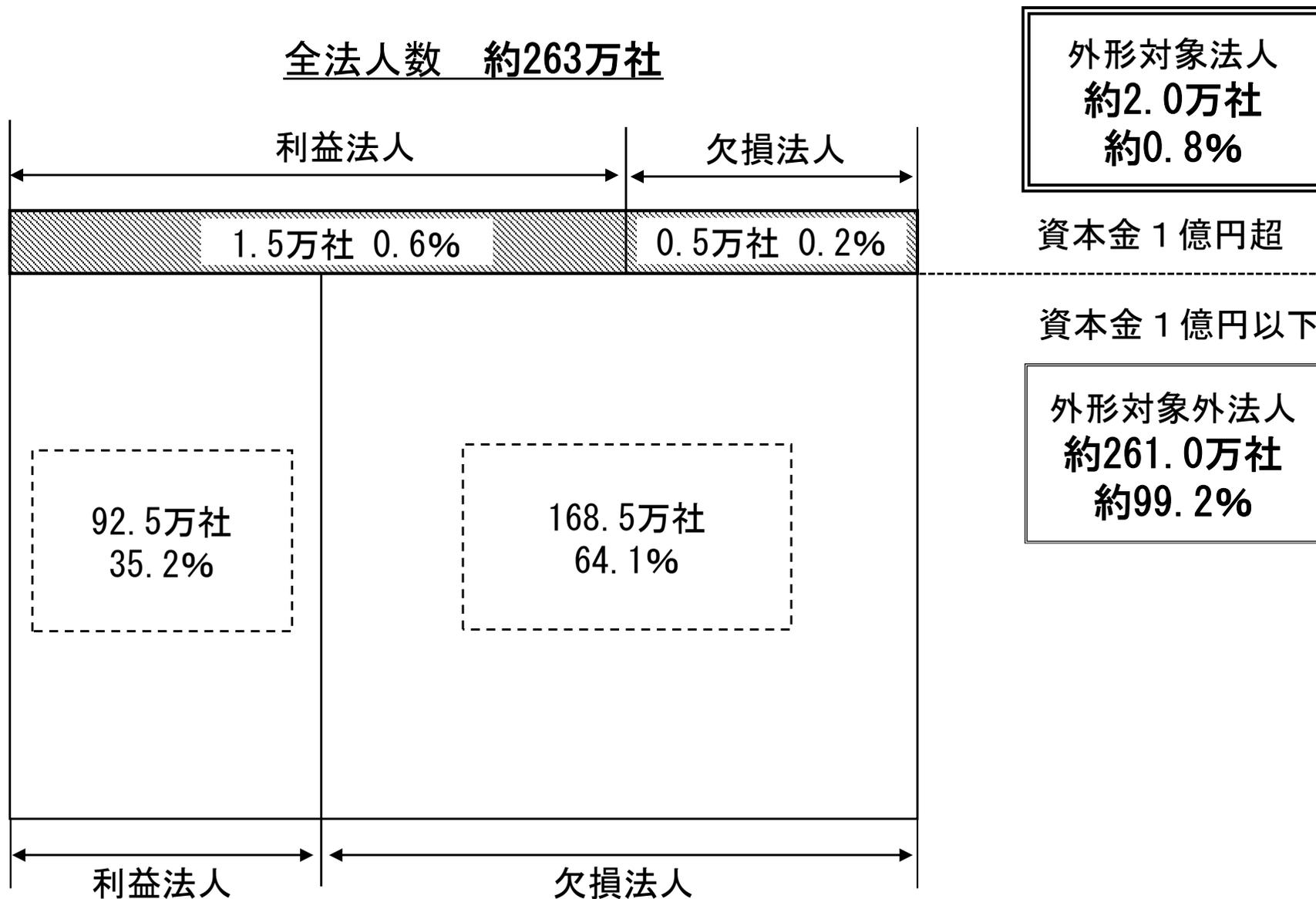
# 法人事業税の総税収に占める外形標準課税に係る税収の割合

○ 法人事業税の総税収（特別税込み）に占める外形標準課税に係る税収の割合は減少傾向。



※上記割合は外形標準課税（付加価値割、資本割）に係る税収／法人事業税の総税収にて算出。  
※各割の税収は現在の税率に換算して算出しており、特別税（地方法人特別税・特別法人事業税）を含む。

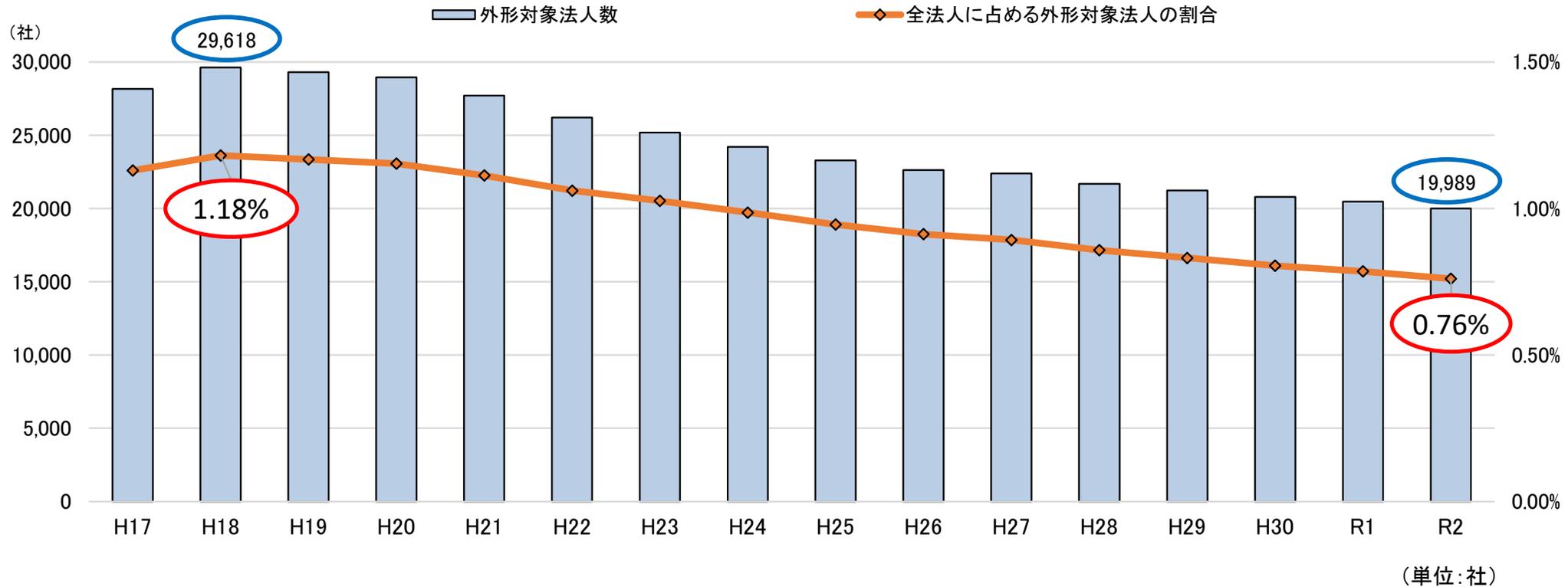
外形標準課税対象法人数(令和2年度)(確定申告ベース)



※ 法人数は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、収入金額課税法人は含まれていない。  
 ※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

## 外形標準課税対象法人数・割合の推移(全国)

- 外形標準課税の対象法人数、その割合とも、平成18年度をピークとして減少傾向が継続。
- 平成18年度と比べて令和2年度は、数では約1万社の減少、割合では2/3に減少。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全法人数	2,492,935	2,507,171	2,509,668	2,510,465	2,489,828	2,468,869	2,453,772	2,453,748	2,462,474	2,479,271	2,506,528	2,527,342	2,553,409	2,582,032	2,605,974	2,629,728
うち外形対象法人数	28,158	29,618	29,301	28,943	27,702	26,196	25,176	24,194	23,275	22,624	22,380	21,681	21,225	20,780	20,474	19,989
外形対象法人数の割合	1.13%	1.18%	1.17%	1.15%	1.11%	1.06%	1.03%	0.99%	0.95%	0.91%	0.89%	0.86%	0.83%	0.80%	0.79%	0.76%

※ 「道府県の課税状況に関する調」による。

## 資本金別法人数の推移(全国)(課税状況調より)

- 外形標準課税対象法人は、全ての資本金区分で減少しているが、特に、資本金1億円超10億円未満の減少割合が大きい(▲37.1%)。
- 一方、外形標準課税対象外法人は、資本金1億円の法人の増加が大きい(+45.0%)。

### 【外形対象法人】

(単位:社)

区分	H18	R2	R2-H18	増加率
50億円以上	2,441	2,224	▲ 217	▲ 8.9%
10億円以上50億円未満	4,584	3,562	▲ 1,022	▲ 22.3%
1億円超10億円未満	22,593	14,203	▲ 8,390	▲ 37.1%
合計	29,618	19,989	▲ 9,629	▲ 32.5%

### 【外形対象外法人】

区分	H18	R2	R2-H18	増加率
1億円	9,022	13,086	4,064	45.0%
5,000万円以上1億円未満	57,883	63,211	5,328	9.2%
1,000万円以上5,000万円未満	1,001,386	789,863	▲ 211,523	▲ 21.1%
300万円以上1,000万円未満	1,348,840	1,221,168	▲ 127,672	▲ 9.5%
300万円未満	59,828	521,520	461,692	771.7%
合計(※)	2,477,553	2,609,739	132,186	5.3%

### 【全法人】

区分	H18	R2	R2-H18	増加率
全法人計	2,507,171	2,629,728	122,557	4.9%

※外形対象外法人の合計には、資本金1億円以下の普通法人に加えて、所得割のみ課されている法人(例:投資法人、特定目的会社等)についても含んでいる。

## 都道府県別外形標準課税対象法人数の減少(確定申告ベース)

○ 外形標準課税対象法人数は全団体で減少しており、全都道府県合計で3割減。

	H18	R2	増減率
北海道	762	455	▲ 40.3%
青森県	123	77	▲ 37.4%
岩手県	165	91	▲ 44.8%
宮城県	324	198	▲ 38.9%
秋田県	123	59	▲ 52.0%
山形県	152	98	▲ 35.5%
福島県	218	149	▲ 31.7%
茨城県	297	155	▲ 47.8%
栃木県	217	128	▲ 41.0%
群馬県	251	157	▲ 37.5%
埼玉県	668	364	▲ 45.5%
千葉県	527	359	▲ 31.9%
東京都	13,366	9,891	▲ 26.0%
神奈川県	1,453	911	▲ 37.3%
新潟県	324	201	▲ 38.0%
富山県	233	160	▲ 31.3%
石川県	223	155	▲ 30.5%
福井県	120	93	▲ 22.5%
山梨県	96	61	▲ 36.5%
長野県	348	203	▲ 41.7%
岐阜県	237	141	▲ 40.5%
静岡県	519	324	▲ 37.6%
愛知県	1,432	963	▲ 32.8%
三重県	212	134	▲ 36.8%

	H18	R2	増減率
滋賀県	148	87	▲ 41.2%
京都府	460	295	▲ 35.9%
大阪府	2,628	1,531	▲ 41.7%
兵庫県	773	498	▲ 35.6%
奈良県	91	40	▲ 56.0%
和歌山県	75	43	▲ 42.7%
鳥取県	73	43	▲ 41.1%
島根県	79	54	▲ 31.6%
岡山県	246	150	▲ 39.0%
広島県	370	239	▲ 35.4%
山口県	167	112	▲ 32.9%
徳島県	81	53	▲ 34.6%
香川県	153	99	▲ 35.3%
愛媛県	142	112	▲ 21.1%
高知県	85	31	▲ 63.5%
福岡県	731	474	▲ 35.2%
佐賀県	73	49	▲ 32.9%
長崎県	125	76	▲ 39.2%
熊本県	157	106	▲ 32.5%
大分県	126	71	▲ 43.7%
宮崎県	91	61	▲ 33.0%
鹿児島県	150	85	▲ 43.3%
沖縄県	204	153	▲ 25.0%
合計	29,618	19,989	▲ 32.5%

※ 「道府県の課税状況に関する調」を基に本店所在の都道府県で作成。

※ 上記の法人数は、地方税法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号の事業を営む法人は含まれていない。

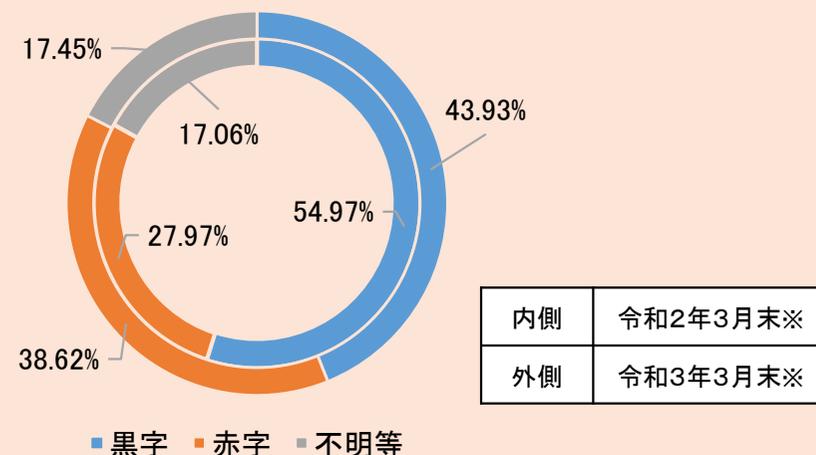
# 民間調査会社の分析

○ 資本金の額により税制が決まるため、大手企業の資本金1億円以下への減資事例が相次いでいると指摘する民間調査会社の分析もある。

【資本金1億円以下に減資した企業の産業別の数・構成比】

	令和2年3月末※		令和3年3月末※		
	社数	構成比	社数	構成比	前年比
農・林・漁・鉱業	6	0.84%	7	0.70%	16.67%
建設業	22	3.08%	36	3.61%	63.64%
製造業	146	20.42%	191	19.16%	30.82%
卸売業	80	11.19%	101	10.13%	26.25%
小売業	70	9.79%	70	7.02%	0.00%
金融・保険業	29	4.06%	45	4.51%	55.17%
不動産業	53	7.41%	68	6.82%	28.30%
運輸業	23	3.22%	25	2.51%	8.70%
情報通信業	126	17.62%	182	18.25%	44.44%
サービス業他	160	22.38%	272	27.28%	70.00%
合計	715	100.00%	997	100.00%	39.44%

【資本金1億円以下に減資した企業の損益別の構成比】



※ それぞれ東京商工リサーチ企業データベースにおける令和2年3月末時点及び令和3年3月末時点のデータと各前年3月末時点のデータとの比較。

(出典)東京商工リサーチホームページ「減資企業」動向調査(令和3年6月9日付け)を総務省において一部加工 [https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210609\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210609_01.html)

【東京商工リサーチ「2021年度上半期「減資企業」動向調査」(令和3年11月12日付け)より抜粋】(下線は総務省)

新型コロナウイルスの影響が長期化し、業績悪化に対して財務内容を改善する動きが出始めた。上場企業の不動産売却などの資産売却のほか、資本金の減資も柱になっている。

さらに、外形標準課税の対象から外れるなど中小企業向けの税制の優遇措置を狙った大企業の中小企業化も進み、減資企業の増加ペースが強まっている。

資本金は、これまで企業の規模や実力を測る目安だった。だが、業績が悪化した大手企業の減資で、資本金額のステータスも薄まっている。特に、著名企業の1億円以下への減資が相次いだことで、減資に対する足かせが外れた風潮もある。また、資本金を1億円以下に減資するメリットも認知され、節税などを目的に減資する動きも広まっている。

資本金額だけで税制が決まる現行制度の問題点も指摘される。ただ、減資へのハードルが下がったとはいえ、信用力の乏しい中小企業は減資の官報公告だけで信用が左右されることもある。一方、大企業や大手資本系列の企業は、減資だけでは信用に影響を受けにくい。

現行の中小企業向け税制優遇措置を生かしながら、中小企業の定義見直しも必要かもしれない。コロナ禍で財務内容が悪化し、過剰債務に陥った企業も多いだけに、今後も資本金の減資動向が注目される。

(出典)東京商工リサーチホームページ「2021年度上半期「減資企業」動向調査」(令和3年11月12日付け) [https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20211112\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20211112_01.html)

# 外形標準課税対象法人数の増減に係る要因分析調査結果

- H24年度及びR2年度の間において外形標準課税の対象法人の増減数とその要因を調査。要因については、サンプルとなる法人を無作為に抽出して分析した。
- 外形標準課税対象法人数の減少要因としては、「減資によるもの」が最も多い（59.4%）。
- 減資の理由としては、資本金から資本剰余金への項目変更による減資、欠損填補のための減資、株主への払い戻しのための減資、100%子会社化などの組織再編に伴う減資などが考えられる。
- 一方、増加要因としては、「増資によるもの」（46.7%）及び「新設」（36.7%）となっている。

## ○ 外形標準課税対象法人数の増減内訳

（単位：社）

H24	R2	R2-H24	うち減少分	うち増加分
22,367	18,597	▲3,770	▲8,224	4,454

## ○ 減少及び増加した法人の要因

### 【外形標準課税対象法人数の減少要因】

サンプル数：789社

減資によるもの	59.4%
本店の他都道府県への移転	6.5%
合併に伴う解散	19.0%
清算終了(通常の解散)・破産	12.5%
休業	2.0%
その他	0.3%
不明	0.3%

### 【外形標準課税対象法人数の増加要因】

サンプル数：739社

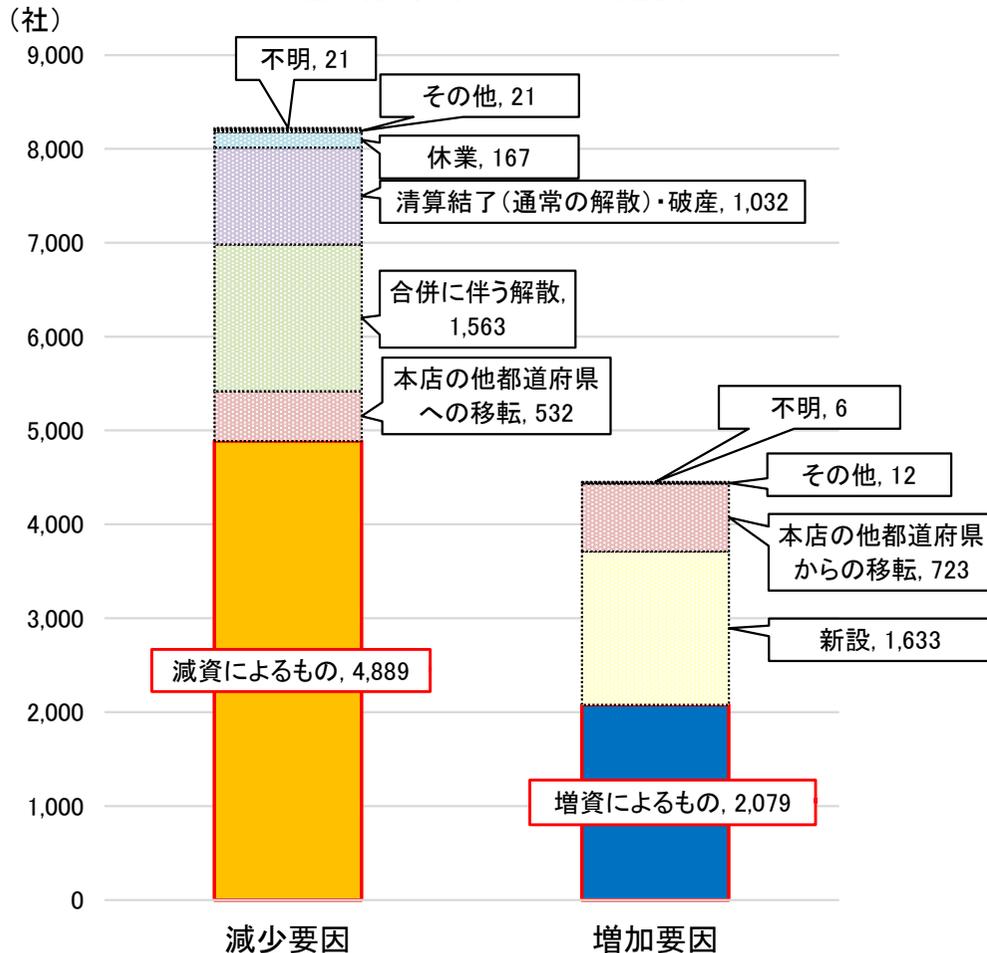
増資によるもの	46.7%
新設	36.7%
本店の他都道府県からの移転	16.2%
その他	0.3%
不明	0.1%

- ※ 減少及び増加の要因において、「その他」の主なものは次のとおり。  
減少要因：課税方式の変更に伴い外形標準課税の対象でなくなった  
増加要因：課税方式の変更に伴い外形標準課税の対象となった、休業中の法人が事業を再開した など
- ※ 減少及び増加の要因において「不明」とは、H24年度からR2年度間において外形標準課税対象外となったことは把握出来るものの、過去のデータ等が消去されたことにより要因が不明なもの。

# 集計結果からの試算

- 増加要因のうち増資以外の要因（新設、他都道府県からの移転）と、減少要因のうち減資以外の要因（他都道府県への移転、合併に伴う解散、清算終了・破産、休業）は、おおむね同数と考えることができる。
- 一方で、増加要因のうち「増資」と、減少要因のうち「減資」との差は、2,819社と大きい。このことから、外形標準課税対象法人の主な減少要因は、「減資」ではないかと考えられる。

増減要因数の全体推計



【外形標準課税対象法人数の減少要因】

	割合	全体推計(社)
減資によるもの	59.4%	4,889
本店の他都道府県への移転	6.5%	532
合併に伴う解散	19.0%	1,563
清算終了(通常解散)・破産	12.5%	1,032
休業	2.0%	167
その他	0.3%	21
不明	0.3%	21
計	100.0%	8,224

【外形標準課税対象法人数の増加要因】

	割合	全体推計(社)
増資によるもの	46.7%	2,079
新設	36.7%	1,633
本店の他都道府県からの移転	16.2%	723
その他	0.3%	12
不明	0.1%	6
計	100.0%	4,454

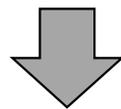
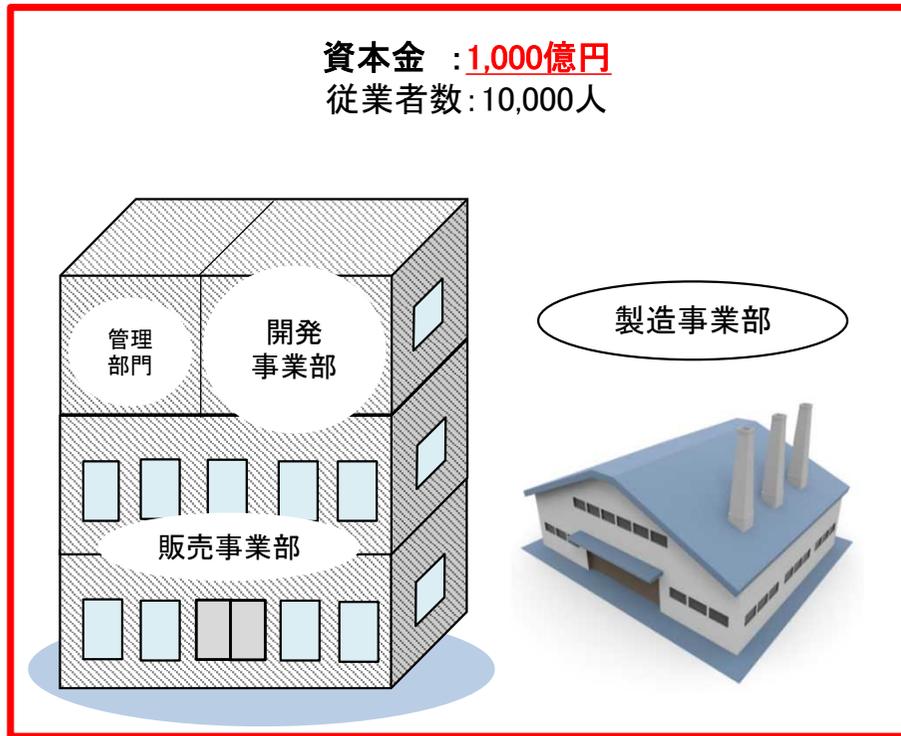
# 法人事業税の外形標準課税の対象

○ 外形標準課税の対象は資本金 1 億円超の普通法人であるため、資本金が 1 億円以下であれば対象とならない。

(イメージ)

X社(事業部型)

資本金 : **1,000億円**  
従業員数 : 10,000人



X社全体が外形標準課税の対象  
(従業員10,000人)

Y社(持株会社型)

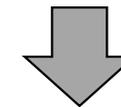
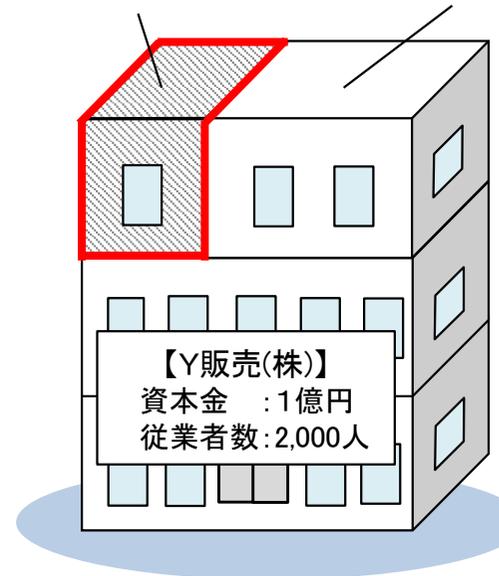
[Y(株)、Y販売(株)、Y製造(株)は、Yホールディングス(株)の100%子会社]

【Yホールディングス(株)】

資本金 : **1,000億円**  
従業員数 : 200人

【Y(株)】

資本金 : 1億円  
従業員数 : 800人



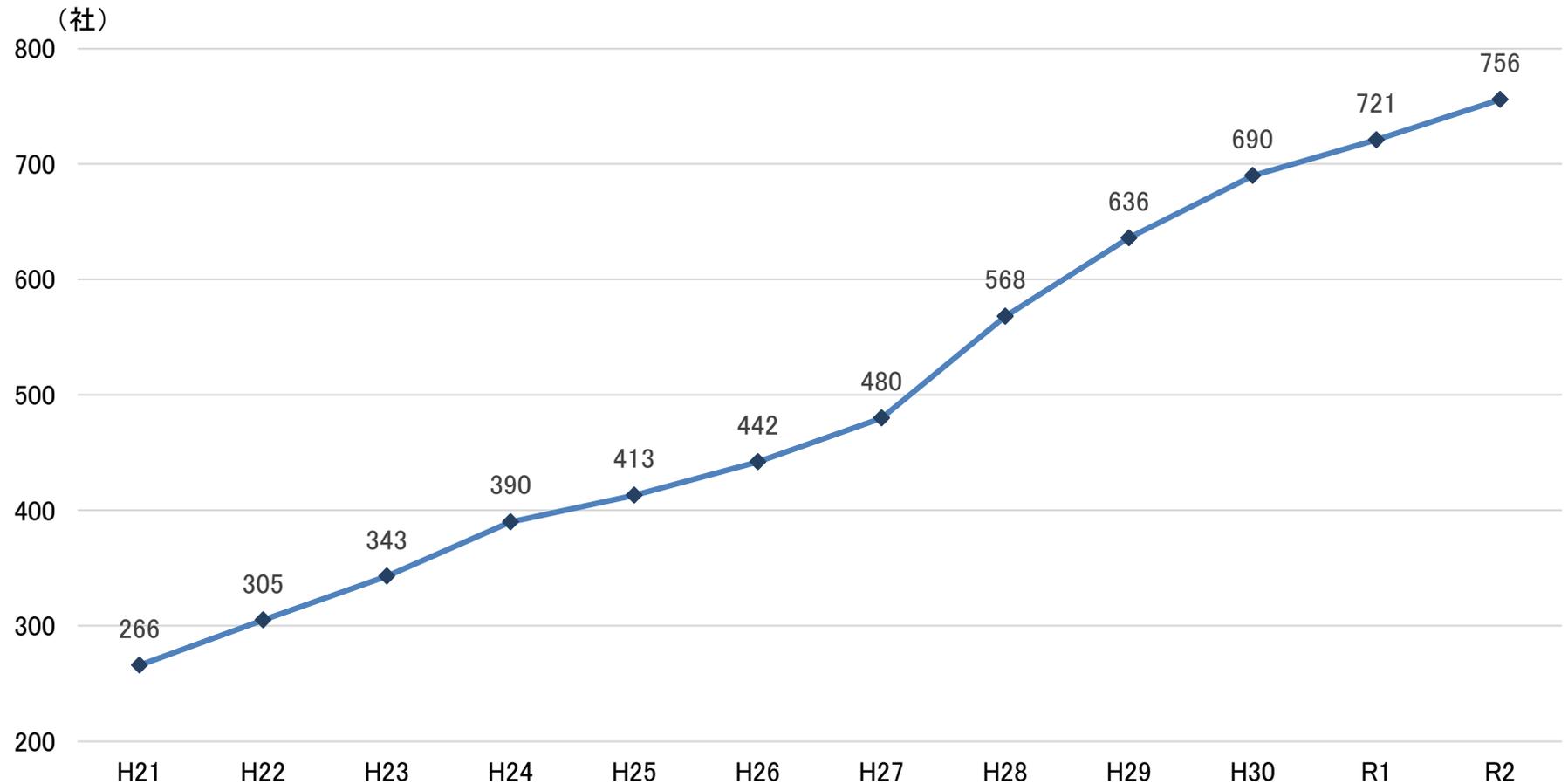
(注)法人事業税は、親法人、子法人ともに、個社単位での単体課税となっている。

Yホールディングス社のみが  
外形標準課税の対象  
(従業員200人)

## 純粋持株会社数の推移(資本金1億円以上)

○ 純粋持株会社の数は、増加傾向にある。

(注)日本標準産業分類によれば、「純粋持株会社」とは、経営権を取得した子会社の事業活動を支配することを業とし、自らはそれ以外の事業活動を行わない事業所をいう。ただし、子会社からの収益を得ることは事業活動とはみなさない。

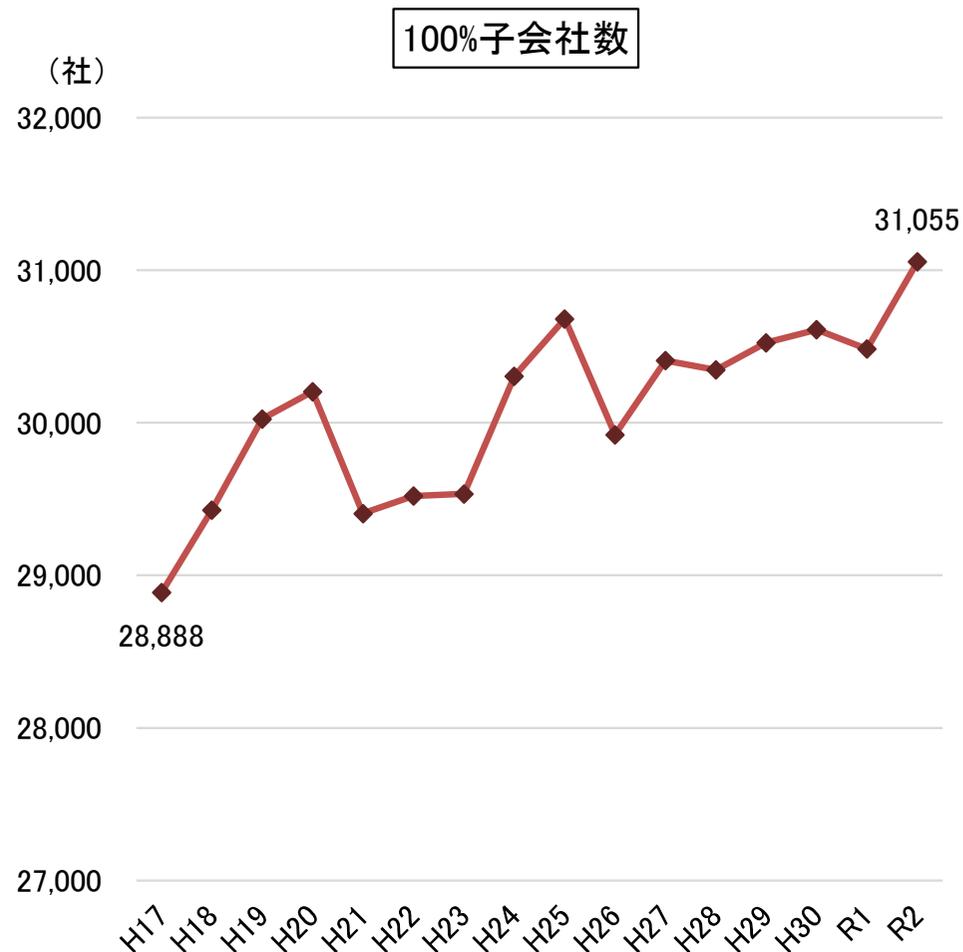
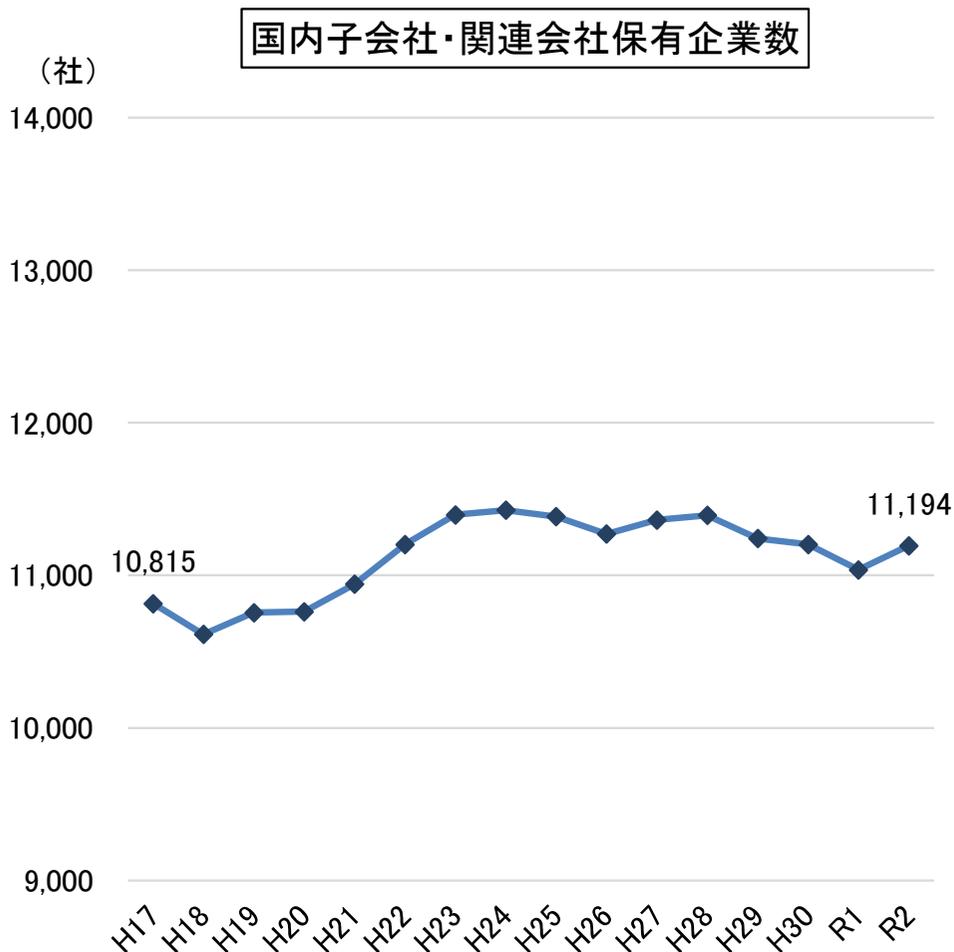


(出典)財務省・法人企業統計を基に作成

## 国内子会社・関連会社保有企業数及び国内の100%子会社数の推移

- 国内に子会社・関連会社を保有する企業数は、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移。
- 一方、国内の100%子会社数は、増加傾向。

(注)「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)を含む。ただし50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。「関連会社」とは、ある会社が20%以上～50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。



※ 全国の従業員50人以上、資本金3000万円以上の企業。

※ 企業活動基本調査は全数調査であり、2021年調査の調査対象数は36,294社、回収率86.0%。

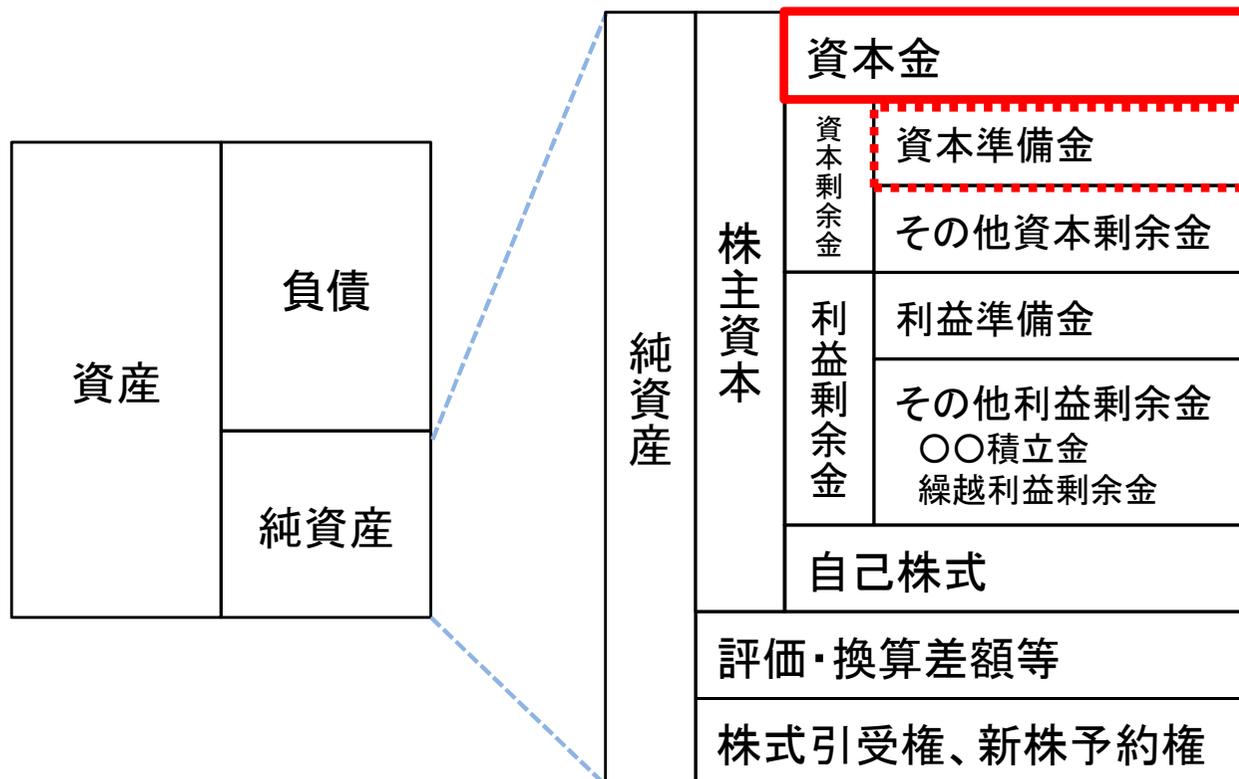
(出典)経済産業省・企業活動基本調査を基に作成

# 資本金制度の変遷(会社法)

## 資本金とは

- 資本金は、設立又は株式発行に際して、株主が会社に対して払込み又は給付をした財産の額（会社法第445条第1項）。
- また、そのうちの2分の1を超えない額は、資本金としないことが認められ（同条第2項）、その場合には、資本準備金としなければならない（同条第3項）。
- なお、これらは、貸借対照表において、純資産の部の中の株主資本を構成（会社計算規則第76条第2項、第4項）。

### 【株式会社の貸借対照表における資本金】



(参考:税法上)

資本金等の額	資本金の額
	資本金の額以外
利益積立金額	

(注) 資本金の額は、株主総会特別決議等の手続きを経ることにより、減少させることができる。

## 資本制度に係るこれまでの主な改正(旧商法・会社法)

- 平成13年の商法改正、平成17年の会社法制定を経て、資本金制度の柔軟化、減資手続の緩和が進んでいる。

### 平成2(1990)年 商法改正

- 利益配当以外の利益処分額の10%以上の利益準備金への積立て
- 最低資本金制度(株式会社1,000万円)の導入

### 平成13(2001)年 商法改正

- 額面株式の廃止、払込資本の資本金と資本準備金への配分に関する規制の緩和
- 自己株式の取得・保有に関する規制緩和と種類株式の多様化
- 法定準備金の積立てに関する規制の緩和
- 減資差益の資本準備金への繰入規制の廃止
- 法定準備金による資本の欠損てん補における順序規制の廃止
- 法定準備金の使途に関する規制の緩和

### 平成17(2005)年 会社法成立(平成18(2006)年施行)

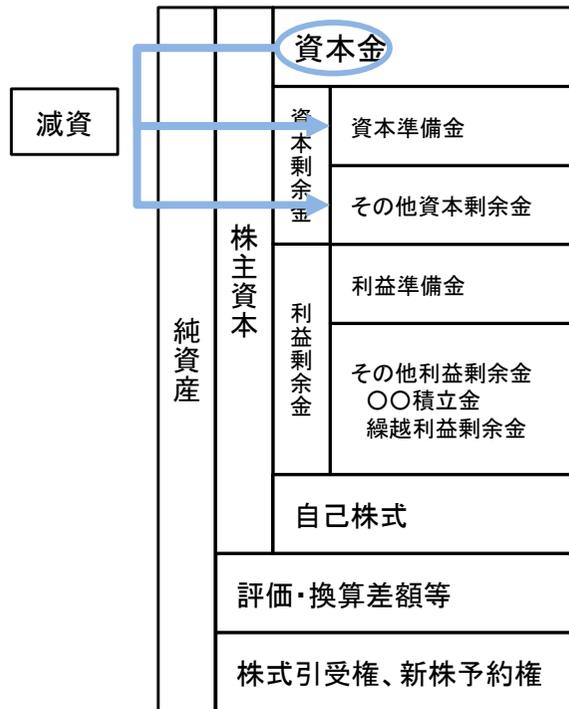
- 最低資本金制度の廃止
- 法定準備金の減少・積立額に関する規制の緩和
- 資本金・法定準備金の減少手続の緩和
- 会社財産の払戻しに対する横断的規制の導入
- 資本の部の計数の変動に関する規制の緩和
- 自己株式の取得に関する統一規制の整備

# 減資の主なパターン

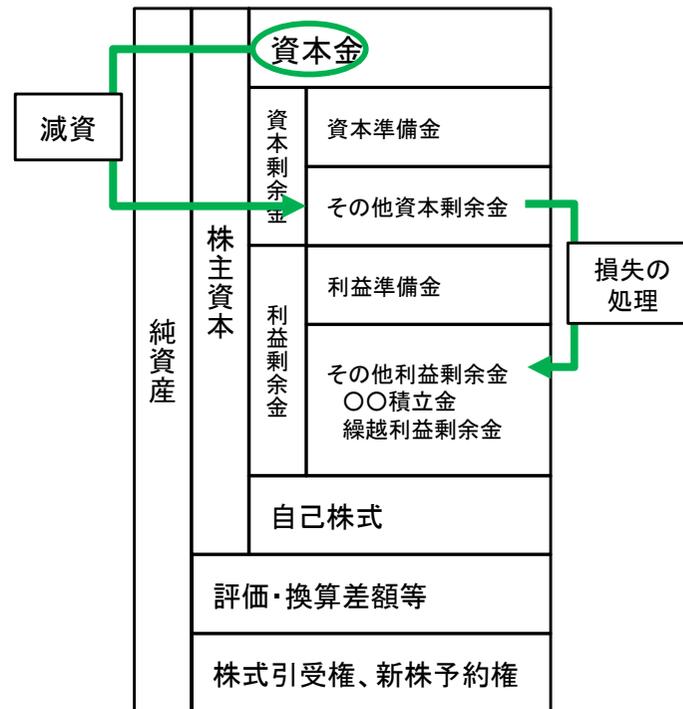
- 減資の主なパターンとして、①項目変更、②損失の処理、③株主への払戻しがある。

## 【株式会社の貸借対照表における減資とその後】

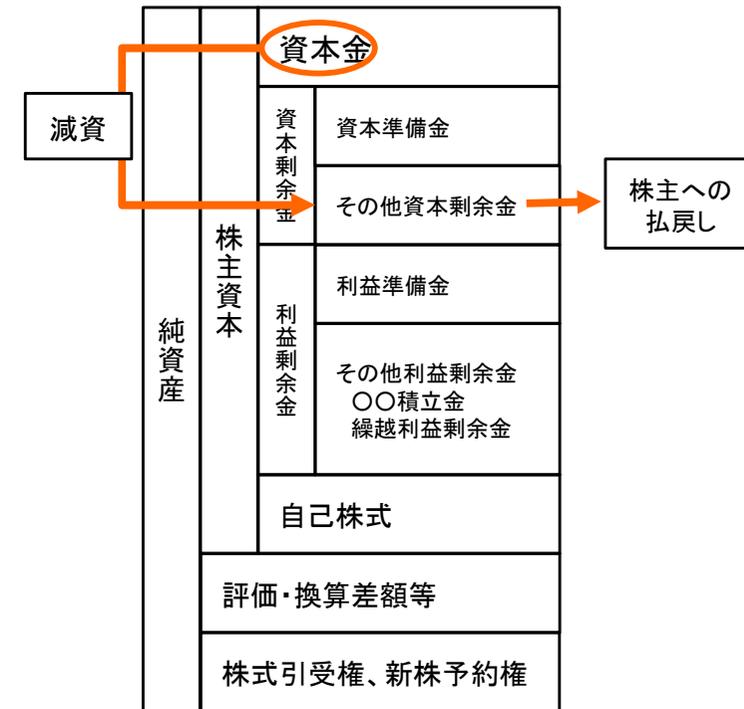
### ① 項目変更



### ② 損失の処理



### ③ 株主への払戻し



# 法人課税における大法人/中小法人の区分

# 法人税法・租税特別措置法における中小法人(中小企業者)の範囲

- 法人税では、大法人・中小法人を区分するため「資本金1億円」を原則的な基準としている。
- 中小法人については法人税の軽減税率等の措置が講じられているが、その中小法人から資本金が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある法人等を除くこととしている。
- また、中小法人向けの租税特別措置(中小企業技術基盤強化税制等)も講じられているが、その中小法人からは同一の大規模法人に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人等を除くこととしているほか、定義上は中小法人であっても平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人等にあっては、中小法人向けの租税特別措置の適用はできないこととしている。

## 法人税法の中小法人 (法人税の軽減税率等)

- 資本金が1億円以下の法人又は資本等を有しない法人のうち、次の法人以外の法人

- ・ **大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人**
- ・ **100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人**
- ・ 相互会社
- ・ 投資法人
- ・ 特定目的会社
- ・ 受託法人
- ・ 他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金1億円超である法人に該当する場合等における通算法人

中小法人(中小企業者)から除かれる法人

中小法人向けの租税特別措置の適用ができない法人

## 租税特別措置法の中小企業者 (中小企業技術基盤強化税制等)

- 資本金が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人又は資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人以下の法人

- ・ **同一の大規模法人(※)に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人(①)**
- ・ **複数の大規模法人(※)に発行済株式等の3分の2以上を所有されている法人(②)**
- ※ 以下のいずれかに該当する法人
  - ・ 資本金1億円超の法人
  - ・ 資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人
  - ・ 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人
  - ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
  - ・ 資本金1億円以下の法人のうち、上記(①)(②)以外の法人
  - ・ 資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 受託法人

- ・ **適用除外事業者(課税所得(過去3年間平均)15億円超の法人)**
- ・ **通算適用除外事業者(他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者**に該当する場合における通算法人)

## 地方法人課税における法人区分

- 法人事業税の外形標準課税の適用対象基準として、制度導入以来、「資本金」を用いている。
- 法人住民税の均等割では、均等割額（定額）を決めるための尺度として「資本金等の額」及び「従業者数」を用いている。

項 目	基準の内容
外形標準課税の適用対象 (法人事業税)	<p><b>「資本金」</b></p> <p>※ 資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人として、資本金1億円以下の法人を所得課税法人とする。</p> <p>(当該基準を用いている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度税制改正時の景気状況を勘案し、法人税において軽減税率を適用される法人が資本金1億円以下の法人であることを参考にしたもの。</li> <li>・ 資本金が法人の登記事項であり、当該法人のみならず、第三者から見ても明確なものであるため。</li> </ul>
均等割の税率区分 (法人住民税)	<p><b>「資本金等の額※」及び「従業者数」</b></p> <p>※1 「法人税法上の資本金等の額」に無償増減資等を加減算したもの</p> <p>※2 自己株式の取得等により「資本金等の額」&lt;「資本金+資本準備金」となった場合は、「資本金+資本準備金」</p> <p>※3 「法人税法上の資本金等の額」は、法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいい、いわゆる払込資本を指す概念である。</p> <p>(当該基準を用いている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金等の額を用いるのは、その多寡によって法人等の税負担能力に差があること、あるいは、中小法人等に対して負担の軽減を図る必要があること等の趣旨による。</li> <li>・ 従業者数を用いるのは、資本金等の額が同一のランクの法人であっても、従業者数が少ない出張所などと従業者数が多い本店・支店とに同様の税負担を求めることは適当ではないと考えられるため。</li> </ul>